

經濟論叢

第八十卷 第二號

価値法則と価格……………	木原正雄	1
国会開設請願運動の發展構造(一)……………	内藤正中	23
特別償却をめぐる企業利益 の表示問題(一)……………	高寺貞男	39
二つの利子理論をめぐる……………	石川常雄	56

昭和三十二年八月

京都大學經濟學會

国会開設請願運動の発展構造(二)

内藤 正中

- 一 問題の限定
- 二 近代化をめぐる階級配置(以上前号)
- 三 国会開設請願運動の指導と同盟(本号)
- 四 自由党と民衆(次号)

三 国会開設請願運動の指導と同盟

岡山県下における民権運動の発展過程についての概略は、すでに別稿でみてきたところである(「自由民権運動と豪農層」—『経済論叢』七六卷一号・「山陽自由党の組織過程」—同上誌七八卷一号)。ここでは、民権運動における指導—同盟関係成立の環として、前章で分析してきた具体的要求が、どのようにとり上げられていったかが主要な目標となる。資料は主に『山陽新報』によっており、引用文中、年月日だけを記したものは、『山陽新報』の発行日をさしている。

(I) 民権運動における士族と豪農

民権運動の当初においての主役が、士族層により担当されていたことはいうまでもない。十年六月の立志社建白

書は、権力統一過程から排除脱落された討幕派出身士族の發展方向を決定づけるものとして、重要な意義をもっていた。同時にこの建白書では、専制・中央集権・条約改正・士民不均等・徴兵時期尚早の士族的要求とともに、財政―殖産興業・祖税―地租改正についても言及され、士族以外の「三民」―恒産ある農工商の利害をもとり上げていたのであった(『自由党史』第一分冊一八三頁)。かくてこの立志社建白を起点として、『自由党史』の記述のごとく、再興愛国社より国会期成同盟会へと、立志社を中核に、士族層を主体として民権運動は發展してゆくことになる。

だが、この立志社ラインでの展開のみが、果して民権運動史のすべてをなすものであったであらうか。『自由党史』の記述のごとく、かれら立志社を中核とした人たちだけが、国会開設請願運動の全国民的な高まりを組織したとすれば、恐らく十三年三月第四回愛国社大会―国会期成同盟会における役員選挙をめぐる混乱、あるいは二佐派排撃の発言、さらに第二回国会期成同盟会から自由党成立直前までの土佐派後退などの諸現象はおこらなかったのではなからうか。こうしてわたしは、『自由党史』およびそれに依拠した従来の民権運動史研究の成果にたいして、少なからぬ疑問をもつのであった。岡山県下での事情を中心に考えてゆくことにする。

すでに別稿で明らかにしたように、岡山地方における民権運動展開の前提としては、つぎの三要素が考えられた。(一) 西毅一・阪田丈平らによる学校教育をつうじての民権思想培養。(二) 西毅一門下であり、その後上京して民権派最左翼の論客として活躍した小松原英太郎・関新吾・山脇魏・竹内正志・坪田繁らの影響、および十年以降岡山へ帰ってからのかれらの啓蒙活動。(三) 十一年五月愛国社再興のオルグとして岡山へきた植木枝盛一行の説得勧誘である。しかし注意すべきことは、この三要素からは民権組織が士族層に限定される点である。西の学校教育は藩学校であり、いかに開明的方針をとったといわれていても、生徒は士族の子弟に限られた。上京グループの『評論新

聞』『草莽雜誌』が、西郷派の機関紙であったことは、おのずから読者を限定することになり、また獄中の小松原から西毅一への、国会の前提としての国会早期開設要望の書簡にしても、直接的には西および旧藩校遺芳館同窓に呼びかけたものであった。^(註)植木のオルグにせよ、かれが岡山滞在の一週間に会ったのは、西毅一・中川横太郎・杉山岩三郎・小林檜雄ら三十余名であるが、いずれも士族グループの中心人物であった(『植木校盛日記』九四頁)。岡山のこの場合のごとく、立志社派遣オルグの組織活動が士族社会を中心とするかぎり、再興愛国社大会参集者のはとんどを、士族が占めるのも当然であり(岡山からは、中川・小林および竹内正志が出席した)『自由党史』第一分冊二三(二頁)、第二回・第三回大会においても不変であった。そこでは、十年立志社建白書に表明されていたごとく、いかに民衆の声を反映しているとしても、民衆にたいする働きかけは何らなされることなく、士族有志の志士行動・個人プレイが基本とならざるをえず、組織化というも、かざられた士族仲間でしか行われなかつたものと考えられるのである。

(註) 小松原書簡が西毅一をつうじて十一年三月十一日の県下町村会各議長による『公選県会起立の願望』を結果したかぎり、その意義は大きい(拙稿「山陽自由党の組織過程」八二頁)。ただこゝでいいたいののは、小松原―西・杉山路線では、直接的に民衆を組織してゆくことができなかった点である。

民権組織が民衆のなかに拡大されてゆくのは、県会設立以後である。第一回県会に選出された議員とは、ほとんどの場合、豪農村落支配者にぞくする。県会を基盤に議員間に民権思想がひろめられ、議員をつうじて民衆へ伝播されていった。また議員の資格をもつてはじめて豪農・豪商層民権家も、士族民権派とむすびつき、肩をならべて請願運動に参加してゆくことができたのであった。したがって、大衆組織の上になつた豪農民権は、立志社↓愛国社

ラインに影響をうけながらも、それとは別個に、それに平行しつつ、地方民会―県会闘争―地方自治闘争のなかからうみだされ、国会開設請願運動の過程で、士族民権派と合流してゆくものであるとすることができよう。

豪農層県議結集の契機となつたのは、県会開設後ほどなく行われた千葉県桜井静による県議を主体とする国会開設請願の提案であつた。桜井の提案―『国会開設懇請協議案』は、「其権限狭少議件隘縮して僅々一県地方税徴収の下間に供するに過ぎ」ざる府県会に満足することなく、「国会の開設にあらざれば、眞の鴻益を奏すなきは瞭然たり」として、つぎの三ヶ条を提議するのであつた。

第一 全国県会議員親和聯合する事

第二 東京に一大会を開設して、国会設立の法案を議決する事

第三 政府に懇請して国会開設の認可を得る事 (十二年八月十四日号)

一村会議員にすぎない桜井の右提案は、七月二四日の『朝野新聞』をはじめ、全国各新聞紙上に發表され、また一万部を印刷して全国各府県会議員に配付されたということである(鈴木安藏「自由民権」一三四頁)。それは、再興愛国社が、士族を中心に第三回大会(十二年十一月)へと独自の發展してゆくのに対比して、立志社ラインが組織化を怠つた平民―豪農商から選出された各府県会議員に呼びかけていった点において、また立志社ラインを中心として関西諸県にかざられていた愛国社にたいして、関東地方を地盤にしている点において、国会開設請願運動を機として以後の民権運動發展の主導をとる豪農民権の端緒を形成するものとして、評価することができるといえよう。

桜井提案をうけた岡山県会では、「此事たる笑に國家の一大美筆にして、常に熱心冀望する所以なるを以て、必ず伺意せざるものなかるべし」と、副議長中村源蔵が返報し(十二年八月十四日号)、県議柴原宗助(のち副備作三國親

随會幹事となる)もまた、「夫れ斯の如く国会猶未だ起らず、憲法尙未だ立たず、人民は何を以て其權利を保全し、其幸福を進捗するの基礎を鞏固ならしむべきか、是れ吾人が常に急進を主義とし、国会開設を冀望する所以なり」と實意を表する(十二年八月十四日号)。さらに柴原は、「見よ本年開設せし各府県の會議を見るに、幼稚議員の集合なれば、定めて議事整頓せず大に不体裁の觀を呈するやも計り難しと、吾人は杞憂を抱きし所ありしも、議事着々緒に就き果して府県会の主意に悖らざるを發見せり」と認め、この自信は、「国会と雖も県会と同じくして、其体裁を異にするものにあらず」との確信にたつるのであつた(十二年八月十五日号)。

榎井提案が、かく岡山県会のみならず、全国各地より「数月を出でずして以て好果なる同議の回答を得」たことは(鈴木玄祿『自由民権』一三四頁)、立志社―愛国社の士族的組織線からはざされた豪商農府県會議員の熱烈な要求を表明するものであつた。かくてこの動きは、さらに同年十月にいたり、「府県會議員外更に有力名望著名家諸君に周旋委員の嘉納を得て」團結を強くする目的のため、『国会開設認可懇請の爲同議者同盟懇望案』を發表し、十三年五月十五日を期して東京へ集合することを呼びかけることになる(同上書一三五頁)。榎井提案をうけてとみに活潑化しはじめた府県會議員による国会開設への運動は、「各府県會議の如きは、身議事を以て任ずるの地位に居るを以て、互に一致結合して輩下に聯合会を開き、議決書を政府に奉り、丁寧に之を懇請するに至らば、世の論者が喋々論弁し、尋常の人民が汲々懇請するよりも、深く其影響を政府に及すべくして、政府も之を採納せらるべきは吾人の竊かに想像する所なり」と、眞議自身が自負するところであつた(十二年八月十六日号)。国会開設へのこの眞議路線は、立志社―愛国社の士族ラインを批判するものであると同時に、後述する「人民有志者」指導のそれとも區別されるものである。またこうした眞議路線の位置づけは十二年十月の国会開設請願代表を決定する兩備

作三国親睦会が、まず士族の指導を排除して平民（＝異議）主導を確立し、同時に他面では、「人民有志者」とも対立してゆくとの請願運動における階級構成の伏線を表明するものであった。

(註) この点については、後述する「山陽道諸県聯合会議」が、県議員を主体としてもたれたことも関連する。すなわち、岡山県の異議たちは、「桜井氏の千葉県会議長に非ずして、県下某村の村会議員なりしを思い、諸県議員が或は其説を善みして其挙に應ぜず、遂に因循姑息に流れ、東京聯合協議会の説も到底容易に其結果を見るべからざる事を慨嘆し……」と、桜井静が村議にすぎない点をとくに指摘している点が注意される(十二年八月三一日号)。

ともあれ、岡山県会議員の間では、国会開設の気運が高まり、ここに県会一致の体制の下に、忍峽稜威兄(両備作三国親睦会幹事)を代表として、山陽道諸県々会議員聯合会設立を呼びかけることになる。『山陽道諸県々会議員の聯合会開設願望』は、十月一日を期して岡山に集會し、「第一国会開設請求の事 第二議員権限の事 第三地方経費并に徴税等に付隣県示合の事」の三点につき、協議すべきことを提案した(十二年八月三一日号)。この企図は、県令により中止せられるが(十二年九月十六日号)、十二年末、国会開設請願代表として上京した忍峽により、全国的規模をもつて再び計画される。忍峽は地方官会議傍聴のため上京してきた各府県会議員とともに、十二年二月二二日、両国中村楼に會して「地方聯合会」を設立し、愛媛・茨城・千葉・新潟・山形・秋田・福島・大阪の議員を糾合して、国会開設建言書を提出し、桜井提案↓府県会議員路線の実現に成功するのであった(鈴木安藏『自由民権』一四一〜一四五頁)。ここでは、関東・東北という愛国社大大会非参加地域を主体としている点を、県議によって構成されていることともに、とくに注意しておこう。

前章の近代化をめぐる階級配置で指摘しておいたように、士族と豪農商との要求は相違するものであった。しかし秩禄処分をうけ十年代に入ると、いわば士族独自の経済的基盤なるものは考えられず、何らかの意味で、農工商

にその生活の根柢をもつことになる。したがって、民権運動組織過程において、士族と豪農商を先頭とする平民階級とを区別したものは、士族—平民の身分制度であり、それにもとづく士族の優越特権意識にあったということができよう。この士族意識が大衆運動においては、志士意識—愚民観として具体化され、豪農商出身県議のごとく民衆とのスムーズなむすびつきを排除することになるのであった。そのかぎりにおいて、士族主導と豪農商のそれとの間に、経済要求の差異というこはいえないのである。問題は、士族出身インテリと豪農商出身県議とのちがいは、民衆との関係の仕方如何のなかにのみ存しているところにある。民衆のなかで生活し、民衆とともに生産に従事してきた豪農県議の場合、民衆とのつながりが直接的であればあるほどその発言はより具体的となり、その行動はより積極的とならざるをえない。

したがって、右のごとき性格と役割をもつかぎりにおいてのみ、県議による国会開設への動きにたいして、小松原主筆以下福沢一門で固めた『山陽新報』は社説を草し、とくに地方税問題を指摘しつつその盛会を期待するのである。すなわち、「余輩何ぞ快と呼び、欣舞之を賛成せざるを得んや。且つ隣県議員の協議会は、眼前地方徴税の事に関して決して止むを得ざるものあり、何となれば比隣相接し境を連ねて相往来する県地に在りて營業税に輕重の大差異あり。例えば岡山県下の相模年税は十円なるに、広島県は僅かに三円に止まるが如く、其他諸營業に於て税則の一致せざるが為に不平を鳴らすもの尠ならず。而して我県をして然らば、隣県も亦必ず斯の如くなるべきを知る。然れば則ち苟くも県會議員の榮任に当れる者にして、坐視傍觀之が計を為す所なくして可ならんや」(十二年八月三十一日号)と。『山陽新報』は、このように營業税にかんする地方ブルジョアジの要求を代弁し、県議連合会の話し合いに期待をかけるのであった。地方ブルジョアジの利害、すなわち豪農商出身者によって構成され

る各府県會議員は、みずからの階級利害の実現をかけて、同時に民衆の要求をひつぎせて、十二年以来の府県會闘争をたたかうことになる。地方税、とりわけ營業税賦課をめぐって、備荒儲蓄をめぐって、また警察費削減にかんして、あるいは郡長・地方官民選を要求するたたかいが展開されてゆく。静岡・三重など諸府県での府県會解散はその昂揚点であり、もつとも顕著なものであった。これら府県會闘争をたたかう過程で、民権派県議は、より深く民衆のなかへ浸透していった。十三年における地方税改悪→激化する地方自治闘争の組織化が現実の課題となる。福島事件にいたるみちすじとは、こうした府県會闘争の發展線上において、準備され積み上げられていったものといふことができる。

岡山県國會開設請願運動の中核組織は、而備作三国親睦會であった。指導者である親睦會幹事については、別稿『山陽自由党の組織過程』で図示しておいたが、藩医出身の石阪堅壯を幹事長に、新聞社の小松原英太郎および豪商農出身県議八人にたいして、愛国社ラインにつながる士族からは、西穀一がただ一人参加していたにすぎない(同時にかかっていた小林樟雄・加藤半四郎・井手毛三の三人は、親睦會の幹事ではなく、諸願代表上京委員であり、いわゆる「人民有志者」にぞくする)。したがって大会で、「該有志者中士族の事に老練なる者を以て總代委員に挙げんとする動議」がだされても、「同志中平民は少なくとも八分以上に居り、士族は多くとも二分以下の少数なれば」とて、否決し去られる。ついで「率先有志者は一たび該建言の事を県會議員に委託せんことを発言」すれば、「人民有志者に容れられず、再び其事を発言するに及んで、人民有志者は然らば足下等の勝手に建言せらる可し、我等の満足すべき總代人の同議者中より推撰し」と、県議の主導にたいしても、「人民有志者」の反対意見が強硬に述べられるのである(『近事評論』十三年一月十三日号)。

ともあれ両備作三国親睦会の成立は、立志社―愛国社路線と、これに平行的に發展してきた県議路線との合同統一の端緒ともなるものであった。だが民権運動の發展が、より積極的に大衆組織化を課題としたこの段階では、すでに県議路線の優位がみられるのである。また士族に代る県議―平民の主導成立とはいえ、平民内部での対立が萌していることが注目される。この内部矛盾は、すでに記した山陽道諸県々議連合会以来はらまれていたものであったが、今後、運動の發展―激化にしたがつて拡大され、ついには親睦会幹事をつとめた県議グループが脱落し、代つて民権運動は「人民有志者」により推進されてゆく。

〔註〕ここで「人民有志者」が、具体的に誰を指すものかは、資料的に明らかにすることができない。しかし、「人民有志者」の存在は、親睦会幹事の県議グループに対置されているものであるかぎり、これを、県議ならざる民権運動家と一般的に呼称しても差支えないであろう。かくて、ここでわたしが想定しているのは、十三年十月第二次国会請願の代表となる加藤平四郎・小林樺雄のごとく、三人扶持の輕輩であり、あるいは平民であつて、社会的地位をもつていない民衆的民権家を「人民有志者」とすることである。作州地方で、美作同盟会から美作自由党へいたるまでの民権家、岡山地方での実行社・時習社―克明社にぞくする人たちをも、これに相当させたいと思つている。

〔Ⅱ〕 民衆への呼かけ

両備三国親睦会をはじめ、いわゆる民権運動指導者たちがいう国会開設の意義とは、概して一般的抽象的であり、その声明文・檄文で表現されている章句は難解のものが多かった。したがつて、こうしたものをもつてする場合、志士的・国士的人物の躍起は期待できても、無学にして文字に親しむことの少ない一般民衆の組織化は、不可能であつたであらう。民衆へのアピールは、つねに、民衆の生活につながる問題をとらえて、より直接的に、かつより具体的に行うことを必須とする。とすれば、民権運動家たちは、いかなる問題をとらえて民衆の署名をとり、民

衆を請願運動に組織していつたのであろうか。

政府探偵の大隈大蔵卿への視察報告——『国会願望の事件探偵書概略』(明治十三年八月大隈文書——『早稲田大学図書館月報』二十号)には、徴兵・徴税の二点についての指摘が、とくになされている。「……猶各地の情実を推究するに、元来一二之煽動者ありて之を教唆し、其誘導する所の論説実に淺薄に堪えず。其大略を挙げれば、今般国会設立の舉あらんと為す、人民独立の氣象ある者は此に同盟す可し。蓋し国会は、文明各国に於て親しく経験したる所にして至良の制度たり。故に国会を開設すれば、政府をして国財を浪費するを許さず、而して全国の租税従て減少すべきは決して疑う可からざるなりと。愚民の情国会の何物たるを知らず、唯其減税を喜び、又才智ある者は既に同盟簿に押印、身既に議員中に列し、自ら参政上の権理を有するかの如く妄想し、相争うて捺印し、遂に同盟簿中數万人の姓名を録する次第」と。ここではすなわち、国会設立による国民の政治参加をもって、政府支出の濫費・無用無益の徴兵を抑制され、ひいては租税負担が軽減されるという点にポイントがおかれている。そしてこのアピールが、「独立の氣象ある者」「稍才智ある者」にたいしては、納税の義務に対応する参政の権利としてうけとられ、国会開設—地租軽減の実現によってのみ、自らの發展が可能になりうるものとして理解されている。それは一般的な問題として、地租軽減・地方産業の發展を志向する「蒙家の農商」を中心にする要求を、巧みに把握したものと見えよう。これにたいして「愚民」と称せられ、国会開設のなかに直観的に減税・徴兵免除を感じとつた層とは、中貧農層とすることができぬ。

明治十三年が、地価の五年ごとの改正を規定した地租条例第八章が、具体的に適用されるときであるだけに、ここでの減税スローガンの役割はいうまでもない。また徴兵免役規則が、十二年十月二十七日に改正され、合法的忌

避のみちが狭められたことは、徴兵への一般的関心をより高めることになった。この改正の要点は、まず「一家の主人」が「戸主」と明記され、「嗣子・承祖の孫・養子」には、「年齢五十歳以上の者」という限定が付されたことである。かくして、いわゆる「徴兵養子」「徴兵分家」は大幅に制約をうけることになる。戸籍の不備、さらには戸長との共謀でなされていた徴兵忌避は、「長崎県下長崎区の如きは全区中一人として徴兵に応ずる者なし」(陸軍卿大山巖建議―松下芳男『明治軍制史論』下巻一二九頁)の事態までひきおこし、大山陸軍卿をして、十四年九月二十七日「戸籍法を改め、且戸長限り戸籍を加除するの法を廢すべし……」(同上書一二七頁)との建議を提出させるほどであった。また代人料による免役では、二七〇円のほか一三五円上納が追加されることになるが、にもかかわらず代人料上納免除者は、これまでの二〇倍に激増していった。すなわち、十二年以前では年間二〇人内外にすぎなかつたものが、十三年―四三六人、十四年―四八二人、十六年―五六二人へと漸増する(同上書・二五頁)。この数字は、十二年改正の結果、合法的忌避の方法が局限されてきたことを反映している。

さらに当時の一般的雰囲気についてみれば、十二年頃から十四年にかけて、『徴兵免役心得』『徴兵免役願文例』『徴兵相当免役早見』『改正徴兵免否要録』などの解説書が出版され、普及する世情ということができる(大石懐三郎『徴兵制と家』―『歴史学研究』一九四号七頁)。福岡県博多では、「徴兵の際に兵役を避けんとする者多きは、管に之を恐怖するのみに非ず、畢竟各自の職業を研究するの時機を失い、且つ満期滞郷するも容易く職業に就くの資産なきを以てなり」(十三年一月十六日号)と有志間で話し合いがなされていた。また改正にあたっては、「岡山市中各小学校教員の内にて、師範学校卒業の証書を所持せざる者は一応学力を試験せられ、及第の者へは学力証明書を与えて兵役を免除せられ、落第の者は兵役に就かしめられる」との風聞あり、学校教員は、「一同大に不服を唱

え、……若し弥試験せらるるとなれば、我等一同職を辞する」(十三年二月二日号)の決意まで行われていた。これら民衆の不安・不満をとらえたのが民権運動家のアスピールであった。したがって、「後月郡種村には、先頃の事とか立志社に加入すれば諸税徴兵等を免かれると言ひ出すものありければ、村民の内には段々と其説を信じ、遂に二十一名申合せ橋本健造という男を総代に選び、高知とか高松へ赴かせ……」(十三年六月八日号)との岡山地方での記事として具体化され、さきの政府探偵報告書と符節を合するのであった。

〔Ⅱ〕 民衆の組織過程

前述の忍峽稜威兄を代表した岡山県会議員による山陽道県議連合会の企図は、県令の妨碍のため中止させられたが、県議有志たちは兩備作三国親睦会を設立し、直ちに県内での国会開設請願への運動組織化にあたっていった。「有志者は直ちに建言の一途に移し、奔走大に其事を周旋する間、郡長等の感慨ある者忽ち其事に感激して、共に尽力したるが、五六君(岡山県令高崎五六)は又郡長・戸長にして公務の余暇なりとも、斯る事柄に協力することは決して成らざる旨を令し、其企を中止せしめんとしたるが、……已に其時には求めずして数千の同志を増し」ていたのであった(『近事評論』十三年一月十三日号)。民衆の組織化は、県議―(郡長)―戸長のルートをもつて急速に行われていった。

民権運動の各時点では、右のごとき戸長層の果した役割は大きい。十三年十月の第二次請願にあたっては、作州の東南とか聞き及びし其郡の郡長は、先に県下三国の有志者が結合して国会開設の事を企てし時、県令の内達に併せて郡内へ嚴重なる諭達を出し、戸長共の内暗に世話をなすものあれば、忽ち呼出して反覆説諭せられし故、当時有志者も至つて少かりしに、甚だ之を恥辱と思ひし人もありて、今度再請願の機あるに及びては、先の恥辱を雪か

んとて、東奔西走大に周旋して夥多の同志者を集めたりしに……」(十三年十一月二十日号)と、その活躍はめざましいものがあつた。ここでわたしたちは、美作自由党员五人のはほとんど全部が、旧庄屋―戸長であつたことを想起しよう(拙稿『自由民権運動と豪農層』)。豪農としてのかれらの経済基盤が、地価修正―地租軽減・地方産業の発展を要求していたことは明らかであつた。

豪農層の経済的基盤―具体的経営から発言される右の要求とともに、かれらを政治運動にかりたてたものとして、十一年制定の地方三新法、とくに十三年改悪以降における戸長としての社会的位置づけも考慮されねばなるまい。十一年から戸長は、従前の末端事務遂行者とは異なるものとして、村民の総代たるの地位を、しかも民選によつてうることになつた。当時やかましくいわれた「地方」とは、府県段階を指すものであり、民選戸長が管轄する町村は、行政外の存在とされていたのである(亀井川浩『明治地方自治制度の成立過程』六二頁)。したがつて政府の地方自治―地方財政にかんする諸政策は、すべて区町村の犠牲の下に遂行されねばならなかつた。かくて、十一年施行の地租割・戸数割の府県委譲は、何らの財源をもとこさず町村からとり上げ、必然的に協議費負担は増加し、町村財政は窮乏してゆく。さらに十三年になると、土木費・教育費を府県から町村負担へ転嫁し、財政窮乏を一層拡大していった。重税に苦しむ民衆は、協議費賦課をめぐつて戸長に対立し、戸長とともに減税を期待し、地方財政の整備をつうずる地方自治の確立を要求して民権運動へ投じていった。県議・民権運動家のアッピールは「誘い水」であり、戸長自らの参加と同時に、支配農村での積極的な民衆組織化に挺身させることになつたのである。ここに「むら」は、政治支配の機構から、たたかひの組織体へと転化する。

民権運動での具体的な組織体としては、政治結社と郷党親睦会とがあつた。前者が政治運動の中核であるのにな

いして、後者は「むら」を最小単位とした政治結社の外郭大衆団体であり、政社もバックアップする役割を果していたようである。また新聞の広告欄に、県議の婦郷報告会が親睦会主催で行われているのを見れば、県議の選挙地盤―推薦母体の役をになつていたと考へられる。具体的一例をあげよう。十三年五月二日、下道郡川辺でもたれた備中有志の会合は、既在の政社―公衆社との關係を討議して、「公衆社を補助して備中国の團結を一層鞏んにし、大勢力を得んとするには如何なる方法を以てしたるべきやを議せしに、中国共保会を設けることに決し、該会則・金錢・維持方法等を議し去り、来る八月一日より開会することに決した」としている(十三年五月二十日号)。

右の中国共保会の会則については記事がないが、公衆社との關連を規定するものと考慮して差支えあるまい。まずなされねばならない事業は、民権運動家の政談演説の後援開催であろう。だが親睦会の仕事はただそれだけで終ることなく、大衆団体として、より基本的ともいえる生産と生活の問題に、関心が払われつつ運営維持されていたことが注目されるのであった。すなわち、生産への関心は、「実力の養成」という言葉で表現され、そのなかに生産力の發展・資本の蓄積への志向を内包するものであった。したがって、生産の問題は、豪農・中農層を中心とした経営的耕作農民の利害に結合するものといえよう。他方生活の問題は、むしろ下層民衆の救済をめざしたものであり、相互扶助の共済組織をつうじて積極的にとり上げられていた。

生産の問題が親睦会できとり上げられたことは、民権運動の發展が、経済の政治的解決として、生産力を組織の問題として上程したことを意味している。「皆民権國權と喋々すれども、到底実力を養うて基本を固うするにあらざれば、何たる事をも為すべからず、只無用の弁たるを過ぎず」として、「農工商の三業を奨励し、理論をもつて之を研究し、實際をもつて之を試験」せんとした邑久郡東片岡村の勸業社(十三年五月二十五日号)、あるいは小林樟雄

らが主宰する岡山実行社の勸業演説会（同上）などがそれである。また美作三郡郷党親睦会では、政治の前提として産業をとり上げ、集会をより効果的にもつように努めていた——「従来会話等の順序相立たずして混雑少なからず、依て自今は其順序を定め、第一農事會話、次に討論勸業教育風俗に関する演説等を為し、終つて酒盃を酌替して親睦すべしとの約束を為したり。又石原豊松氏の産出米を精製し努めて糞悪に流るるの弊を挽回すべしとの説は、満場の賛成を得、……是等の約束は郷党親睦会の実効にして近來の一美事なり」（十三年十一月二十七日号）と。この親睦会は、中島衛・立石岐ら共之社（十一年作州地方旧大庄屋—大家農により設立）以来の民権運動家が指導するものであり、産米改良を説いた石原豊松も同様、共之社より美作自由党にいたる民権派豪農であつた（拙稿『自由民権運動と豪農層』）。

一方、生活を守る組織とは、相互扶助による永代共済社である。さきの美作三郡郷党親睦会の場合についてみよう。民権運動家たちは、十三年の大水害を機として、災害に打のめされた民衆へ積極的に働きかけていった。会長中島衛氏は各員に向い、「現今欧米諸国で行われる人命火災等保険の趣意に基き、會員非常の災害にかかりたるものあるときは、之を救わんが為に、二円づつの株金五百株を集め、合して一千円の資本金を積立て、之に相当の利子を生ぜしめて、若し會員中の父母又は本人等死亡せしとき、或は風火災等の災に罹りたるときは、右利子の内を以て三十円づつを配当するの法を設けんと發議したるに、種々討論ありし末、多数の賛成を得」て共済組織がつくられる（十四年三月二十七日号）。その内容については『郷党親睦会共済規則付株主姓名録』（津山市二宮立石家文書）にくだわしいが、とくにその性格と役割を表明している条項について引用しておこう。

第八条 前两条贈与金（—父母本人の死亡および天災地変の災害）は、株数の多少に係らず、一人一己につき齊しく之を給する

ものは、蓋し協同救済する義務に出づるものとす

第九条 会員中貧困にして懸念に差支え株主たる事を得ざるものは固より共済贈与金を為す義務なきものとす

第十条 此方法は専ら本会員中に施行するものなれども、漸次資金の増殖するに随い、会員外たりとも郷党中無告の窮民は及ぶだけ救恤するを義務となす

右の規則にかんするかぎりでは、民権運動家が、もつとも民主的な、自由と平等の原則に立脚した組織をつうじて、広く民衆の中へ入り、民衆を結集しようとしていることが理解できるのであつた。この共済組織は、美作三郡にのみ限定されたものではない。あるいは郡から州へ、州から県へと県下各地よりあたかも政治組織の發展と並行する系列をもちつつ拡大されていったのである。「一つは自身の為に、一つは他人の為に入社すべし」と呼びかけていった備作共済千人社こそは、その全県的統一体にほかならない(十四年十月六日号)。そこでの三国代表發起人十五名のなかに、三村久吾・満藤恒・中島衛・仁木永祐・前原恒四郎などの著名な民権運動家の名前を見出すことができるのは(十四年十月十一日号)、民権運動と共済組織との密接なつながりを明示しているものであるといわねばなるまい。(未完)